

地下水採取の手引き

目 次

地下水採取の規制の概要	1
法律による規制	1
ビル用水法による規制の概要	1
工業用水法による規制の概要	1
条例による規制	3
条例による規制の概要	3
変更、承継、廃止の届出等	4
地下水採取量の測定、記録及び報告	4
その他	5
参考	6

地下水採取規制の概要

地下水の大量の汲み上げは、大きな地盤沈下を発生させることがあります。

本市の地盤沈下は、昭和39年頃から顕著になりはじめ、昭和45年から46年にかけて、過剰な汲み上げ等により年間10数cmの沈下を記録したため、汲み上げ規制の導入により、昭和49年を境として沈下量は減少し、現在はほぼ沈静化しています。

【法律による規制】

本市は、図-1のように建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年5月1日法律第100号）（以下「ビル用水法」という。）及び工業用水法（昭和31年6月11日法律第146号）に定める地域に指定されており、両法律による地下水の採取が規制されています。

法律の概要は、以下のとおりです。

☆ ビル用水法による規制の概要

次に掲げるものに該当する場合、表-1の技術上の基準を満たした上で市長の許可を受けなければなりません。

また、許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする場合も同様です。

揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計）	6cm ² （口径27.6mm）を超えるもの
用 途	(1)冷房設備 (2)暖房設備 (3)水洗便所 (4)自動車車庫に設けられた洗車設備 (5)公衆浴場（浴室の床面積の合計が150m ² を超えるもの）

☆ 工業用水法による規制の概要

次に掲げるものに該当する場合、表-1の技術上の基準を満たした上で千葉県知事の許可を受けなければなりません。

揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計）	6cm ² （口径27.6mm）を超えるもの
工業の用途	(1)製造業（物品の加工修理業を含む） (2)電気供給業 (3)ガス供給業 (4)熱供給業

図一 1 ビル用水法及び工業用水法の指定地域



ビル用水法の指定地域

旦谷町、谷当町、下田町、大井戸町、下泉町、上泉町、更科町、小間子町、富田町、御殿町、中田町、北谷津町、高根町、古泉町、中野町、多部田町、川井町、大広町、五十土町、野呂町、和泉町、佐和町、土気町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、大高町、越智町、大木戸町、大椎町、小食土町、小山町、板倉町、高田町及び平川町を除く千葉市域

工業用水法の指定地域

一般国道357号線と一般国道16号線との交点以北の一般国道357号線及びその交点以南の一般国道16号線以西の地域並びに花見川区幕張町1丁目から5丁目まで（東日本旅客鉄道総武本線花見川橋梁下流の花見川との交点以北の一般国道14号線以西の地域に限る。）及び美浜区のうち一般国道357号線以東の地域に限る。

表一 1 技術上の基準

法令名	技術上の基準	
	ストレーナーの位置	吐出口断面積
ビル用水法	650m以深	21cm ² 以下
工業用水法	650m以深	21cm ² 以下

【条例による規制】

ビル用水法及び工業用水法と同様に、千葉市環境保全条例（平成7年10月2日条例第43号）（以下「条例」という）においても、地下水採取に関して規制をしています。

☆ 条例による規制の概要

次に掲げるものに該当する場合、ビル用水法及び工業用水法を除き、表-2の技術上の基準を満たした上で市長の許可を受けなければなりません。

ただし、表-3で定める用途に供する地下水の採取については、その地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であると認めるときに限り、技術上の基準に適合しない場合でも、条件を付して許可を受けることができます。

また、許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする場合も許可を受けなければなりません。

規制される地域	千葉市全域
揚水機の吐出口の断面積 （吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計）	6cm ² （口径27.6mm）を超えるもの
用途	(1) 工業の用途 ・ 製造業（物品の加工修理業を含む） ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業 (2) 鉱業の用途 (3) 建築物用地下水としての用途 ・ 冷房設備 ・ 暖房設備 ・ 水洗便所 ・ 自動車車庫に設けられた洗車設備 ・ 公衆浴場（浴室の床面積の合計が150m ² を超えるもの） (4) 農業の用途 (5) 水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道の用途 (6) 工業用水道事業 (7) 開発区域面積が10ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途

表一 2 技術上の基準

ストレーナーの位置	650m以深
吐出口断面積	21cm ² 以下

表一 3

地下水以外の水源を確保することができない場合、許可を受けられる用途	<p>(1) 工業及び鉱業の用途のうち、専ら防火その他保安に係る用途</p> <p>(2) 建築物用地下水のうち、水洗便所に係る用途</p> <p>(3) 農業の用途、水道事業・簡易水道事業・専用水道・小規模水道の用途及び工業用水道事業の用途</p> <p>(4) 旧千葉県公害防止条例に基づき許可を受けたとみなされる既設井戸の掘替えの場合で、従前の揚水量を超えず、かつ廃止した井戸に係る用途と同一の用途のもの</p>
-----------------------------------	---

【変更、承継、廃止の届出等】

☆ 氏名及び住所等に変更があったときは、変更届出が必要です。〔ビル用水法第7条、工業用水法第9条、条例第50条〕

※ 地下水の使用する用途を変更する場合や揚水機の規模を大きくする場合は、新たな許可が必要となります。

☆ 地下水採取者の地位を承継したときは、承継者は承継届出が必要です。〔ビル用水法第8条、工業用水法第10条、条例第51条〕

☆ 許可井戸を廃止したときは、廃止届出が必要です。〔ビル用水法第9条、工業用水法第11条、条例第52条〕

【地下水採取量の測定、記録及び報告】

☆ 揚水機の吐出口の断面積（2以上の許可施設を設置している場合は、その合計）が19cm²（口径49.2mm）以上の井戸を設置している者は、水量測定器を設置し、地下水の採取量を記録し、市長に報告しなければなりません。

〔条例第54条第1項、施行規則第30条第1項～第4項〕

☆ 可燃性天然ガスを含む地下水を採取する場合は、鉱業法による鉱業権を有するもの及び温泉法による土地の掘削許可を受けたものについても、水量測定器を設置し、地下水の採取量を記録し、市長に報告しなければなりません。〔条例第54条第2項、施行規則第30条第2項～第5項〕

【その他】

- ☆ トンネル工事や可燃性天然ガスを採取するための井戸の掘削工事など地下水のゆう出を伴う掘削工事を行う場合は、周辺の地盤及び地下水位に影響がないよう、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。〔条例第55条〕

【連絡先】

千葉市 環境局 環境保全部 環境規制課 地下水・土壌班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話 043-245-5196

FAX 043-245-5557

参 考

法や条例のまとめ

法令名	技術上の基準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口断面積	
ビル用水法	650m以深	21cm ² 以下	冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室の床面積の合計が150m ² を超えるもの）
工業用水法	650m以深	21cm ² 以下	工業の用途 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業
千葉県環境保全条例	650m以深	21cm ² 以下	(1) 工業の用途 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業 (2) 鉱業の用途 (3) 建築物用地下水としての用途 冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室の床面積の合計が150m ² を超えるもの） (4) 農業の用途 (5) 水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道の用途 (6) 工業用水道事業 (7) 開発区域面積が10ha以上のゴルフ場における散水の用途
	—	—	地下水以外の水源を確保することができない場合、許可を受けられる用途 (1) 工業及び鉱業の用途のうち、専ら防火その他保安に係る用途 (2) 建築物用地下水のうち、水洗便所に係る用途 (3) 農業の用途、水道事業・簡易水道事業・専用水道・小規模水道の用途及び工業用水道事業の用途 (4) 旧千葉県公害防止条例に基づき許可を受けたとみなされる既設井戸の堀替えの場合で、従前の揚水量を超えず、かつ廃止した井戸に係る用途と同一の用途のもの

地盤沈下現象のメカニズムは、下図のとおりです。

